

## 特別養護老人ホーム至善荘 予防短期入所生活介護重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

当施設は介護保険の指定を受けています。

大阪市指定 第2774400390号

### <目次>

1. 事業者と事業所の概要
2. 居室の概要
3. 職員の配置状況
4. 当施設が提供するサービスと利用料金
5. 緊急時の対応
6. 事故発生時の対応について
7. 虐待の防止について
8. 身体拘束の廃止
9. 苦情の受付について
10. 協力医療機関
11. 非常災害の対策
12. サービス利用にあたっての留意事項
13. 事業継続計画の策定等について
14. ハラスメントについて

## 1. 事業者と事業所の概要

### □事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 至善会
- (2) 法人所在地 大阪府大阪市城東区蒲生4丁目2番10号
- (3) 電話番号 06-6930-7258
- (4) 代表者氏名 理事長 杵田 善右衛門
- (5) 設立年月日 平成10年 4月 1日

### □事業所の概要

- (1) 施設名 特別養護老人ホーム 至善荘
- (2) 施設所在地 大阪府大阪市城東区蒲生4丁目2番10号
- (3) 電話番号 06-6930-7258
- (4) 施設長名 施設長 森 正行
- (5) 利用定員 12名
- (6) 事業所の目的 予防短期入所生活介護至善荘は、介護保険法令に従い利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とし、利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供いたします。
- (7) 施設の運営方針 利用者が安心して過ごせる施設を目指し、一人一人の人格を尊重し入所者の立場に立ったサービスの提供に努めます。そして、地域の皆様と共にある施設として歩んでいきます。
- (8) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成10年 4月 1日指定 大阪市
- (9) 開設年月 平成18年 4月 1日
- (10) 営業日 年中無休
- (11) 受付時間 9:00~18:00
- (12) 送迎区域 大阪市・東大阪市・大東市の区域とする

## 2. 居室の概要

居室・設備の種類	客室	面積	1室あたりの面積	備考	敷地
1人部屋	12室	193.29 m <sup>2</sup>	17.5 m <sup>2</sup>	従来型個室	1099.97 m <sup>2</sup>
2人部屋	3室	66.699 m <sup>2</sup>	22.2 m <sup>2</sup>	多床室	構造

4人部屋	12室	522.909 m <sup>2</sup>	43.5 m <sup>2</sup>	多床室	鉄筋コンクリート造
食堂兼ダイニング	3室	125.949 m <sup>2</sup>	41.9 m <sup>2</sup>		5階建て (耐火構造)
機能訓練室	1室	124.149 m <sup>2</sup>			延べ床面積
浴室(一般浴・機械浴槽)	1室	94.769 m <sup>2</sup>		機械浴 特殊浴槽	2673.671 m <sup>2</sup>
医務室	1室	10.439 m <sup>2</sup>			

※上記は、厚生労働省が定めている基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

※ご契約者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等との協議の上決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員の配置をしています。

<主な職員の配置状況> ※入所を含む

職種	員数	常勤換算	指定基準	保有資格
施設長	1名	1	1名	社会福祉主事
事務職員	2名	2		
施設介護支援専門員	1名	1	1名	介護支援専門員
生活相談員	2名	2	1名	社会福祉士
介護職員	23名	19	19名	介護福祉士 ヘルパー2級
看護職員	6名	4	3名	看護師 准看護師
機能訓練指導員	1名	1	1名	看護師兼務
医師	2名		必要数	
栄養士	1名	1	1名	管理栄養士

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。(3人:1人)

<従事するサービス種類、業務>

職種	従事するサービス種類、業務
施設長	業務の一元的な管理

事務職	施設に係る事務関係業務
生活相談員	生活相談及び指導
介護支援専門員	施設サービス計画の作成等
介護職	介護業務
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック
準看護師	及び指導、保険衛生管理、服薬管理
機能訓練指導員	身体機能向上、健康維持のための指導
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等
医師	健康管理及び療養上の指導

< 主な職員の勤務体制 >

職員の職種	勤務体制	休暇
施設長 事務職 施設介護支援専門員 生活相談員	正規の勤務時間帯 9:00～18:00 常勤で勤務	4週8休
介護職員	5交代制にて勤務 早出A 7:00～16:00 早出B 8:00～17:00 日勤 10:30～19:30 遅出 13:00～22:00 夜勤 22:00～8:00	4週8休
管理栄養士	正規の勤務時間帯 9:00～18:00 常勤で勤務	4週8休
看護職員 (機能訓練指導員兼務)	9:00～18:00 常勤で勤務	4週8休
医師	週2回 火・木曜日 14:00～16:00 内科医	

※上記勤務体制については、必要がある場合、ご入所者の便益に支障がない範囲において変更する場合があります。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- ①利用料金が介護保険から給付される場合
- ②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

・当施設では、管理栄養士に立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:30～ 昼食 11:30～ 夕食 17:30～

③入浴

・入浴又は清拭を週2回行います

・身体状況に応じて、機械浴・特殊浴槽を使用して入浴していただけます。

④排泄

・排泄の自立を促す為、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤健康管理

・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

・地域区分 大阪市：2級地（1単位単価 10,88円 ※1円未満の端数は切り捨て）  
 ※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

・介護福祉サービス費（日額）

要介護度		要支援1	要支援2
サービス内容		併設予防短期 1	併設予防短期 2
①	サービス利用料金	4,906円	6,103円
②	うち介護保険から 給付される金額	4,415円	5,492円
③	利用者負担額 (①-②)	491円	611円

・要介護度に係わらず、上記以外に加算される入所者負担（日額）

サービス内容（個室）	サービス提供 体制加算(Ⅲ)①	送迎加算 (片道)
① サービス利用料金	65円	2,001円
② うち介護保険から 給付される金額	58円	1,800円
③ 利用者負担額 (①-②)	7円	201円

サービス提供体制加算Ⅲ①・・・勤務職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上である加算

介護職員等処遇改善加算Ⅱ・・・上記、基本単価に各種加算を加えて算定した単位数の13.6%に相当する単位数を加算します。

(2) 居住費・食費の負担額 (単位：円/1日あたり)

居住費・食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載される負担額となります。(下表参照)

対象者		区分	居住費		食費
			多床室 (2・4人部屋)	従来型個室	
生活保護受給者		第1段階	0円	380円	300円
老齢福祉年金受給者					
市町村民 税非課税 世帯	年金収入等80万円以下	第2段階	430円	480円	600円
	年金収入等80万円超120万円以下	第3段階 ①	430円	880円	1000円
	年金収入等120万円超	第3段階 ②	430円	880円	1300円
上記以外の方		第4段階	915円	1231円	1445円

☆負担限度額認定を受けていない場合につきましては、1食ごとの請求となります。

当施設の1食ごとの利用料金につきましては、

朝食：356円、昼食：733円、夕食：356円でございます。

尚、居室代につきましては多床室：915円、個室：1231円となります。

②特別な食事

・ご契約者のご希望に基づいて、特別な食事を提供いたします。利用料金につきましては、実費相当額となります。

③理美容サービス

・利用料金 1回 1500円 月1回 第2月火曜日(予定)

④日常生活品の購入代行サービス

・購入依頼のあった品物、必要物品を購入するのに要した金額の実費

⑤喫茶

・メニュー表に書かれている料金の実費 月1回 第2日曜日(予定)

⑥レクリエーション・クラブ活動費

・材料費等の実費

⑦医療費

医療費につきましては、医療保険適用により別途自己負担していただく事になります。

⑧おやつ代 66円/日

入居者及びそのご家族等の希望により、おやつを提供させていただく場合の費用

(3) 利用料のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)・(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し請求いたしますので、翌月25日まで以下の方法でお支払下さい。

○口座引き落とし

ご利用者又はご家族の口座から自動引き落としでのお支払となります。引落日は事前にお知らせいたしますので、引落日の前日までにご入金をお願いいたします。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

・利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業者にお申出下さい。

・利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合、この限りではありません。

・利用予定日の前日までに申出があった場合・・・無料

・利用予定日の前日までに申出がなかった場合・・・当日の利用料金の100%  
(自己負担相当額)

・ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 利用料金の変更

上記(2)については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合に事業者は、ご契約者に対して変更を行い1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料を相当な額に変更いたします。

5. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等の担当介護支援専門員への連絡等必要な措置を講じます。

6. 事故発生時の対応について

1. 当事業所のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業所等の担当介護支援専門員に連絡を行うと

ともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に関して採った措置を記録します。  
併せて、事故発生の原因・再発防止の検討を行います。

また利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償をすみやかに行います。尚、事故発生時の状況により、損害賠償を減じる場合もございます。

2. 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
  - ・事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。
  - ・事故発生の防止のための委員会（オンライン等を活用し行うことができるものとする。）及び従業員に対し研修を定期的に行う。
  - ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

## 7. 虐待の防止について

1. 施設は入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する  
虐待防止に関する責任者 生活相談員・介護支援専門員 岩田 晃彦
2. 施設はサービス提供中に、当該施設又は擁護者（入所者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

## 8. 身体拘束の廃止

1. 当事業所は、指定短期入所サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。
2. 当事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。
  - ①身体拘束委員会を設置する。
  - ②「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
  - ③利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。
3. 身体的拘束等の適正化のための対策

- ①身体拘束委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員  
その他従業者に周知徹底を図る
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- ③介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的  
に開催する。

9. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口（担当者）  
生活相談員 吉永 智恵子
- ・ 受付時間 9：00～18：00
- ・ 電話番号 06-6930-7258

・ 苦情解決責任者

施設長 森 正行

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しております。

(2) 第三者委員

大阪市老人クラブ連合会

聖賢連合第9町会 老人クラブ会長 河合 健次

(3) 行政機関その他苦情受付期間

市町村窓口	連絡先
城東区保健福祉センター 介護保険係	所在地：大阪市城東区中央3丁目4番29号 受付時間：9：00～17：30 電話番号：06-6930-9859
市町村窓口	連絡先
大阪市福祉局 高齢施策部 介護保険課（指定・指導G）	所在地：大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 受付時間：9：00～17：00 電話番号：06-6241-6311
公共団体窓口	連絡先
大阪府国民健康保険団体連合会	所在地：大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 受付時間：9：00～17：00 電話番号：06-6949-5418

#### 10. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において、診察・入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診察・入院を保障するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。）

##### ・協力医療機関

医療機関の名称	特定医療法人 有隣会 東大阪病院
所在地	大阪府大阪市城東区中央1丁目7番22号
電話番号	06-6939-1121
診療科	内科・外科・整形外科・リハビリ科・脳神経外科・皮膚科

##### ・協力歯科

医療機関の名称	蔵前歯科医院
所在地	大阪府大阪市城東区今福東1丁目12番9号
電話番号	06-6939-8888
診療科	歯科

#### 11. 非常災害の対策

当施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施します。

- ①消火、通報及び避難訓練（年2回、内1回は夜間想定にて実施）
- ②消防設備、施設等の点検及び整備
- ③従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- ④その他防火管理上必要な業務

#### 12. サービス利用にあたっての留意事項

サービス利用にあたっての留意事項は次の通りです。

- ①来訪者は面会時間（9：00～18：00）を遵守してください。
- ②外出・外泊の際には外出・外泊届申出書を提出してください。
- ③食事が不要な場合は、4日前の17：30までに申し出てください。  
それ以降の申し出につきましては、食材料費が発生いたします。
- ④居室・設備・器具は、本来の用法に従って利用してください。

- ⑤喫煙は決められた場所をお願い致します。
- ⑥騒音等他の利用者の迷惑になる行為はお控えください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
- ⑦施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わないでください。
- ⑧施設内へのペットの持ち込み及び飼育は行わないでください。

### 1 3. 事業継続計画の策定等について

- (1) 非常災害や感染症の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

### 1 4. ハラスメントについて

利用者又はその家族等が、当事業者や職員あるいは他の入居者等に対して、故意に暴力や暴言、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの中断や契約を解除させていただく場合があります。